

日本農林規格の改正について



2025年3月14日

農林水産省
新事業・食品産業部

日本農林規格の改正について

- JASについては、「JAS規格の制定・見直しの基準」(令和4年8月29日日本農林規格調査会決定)により制定・見直し内容の妥当性を判断。
- 今回の調査会では、上記の基準に照らして妥当と考えられる、「みその日本農林規格」、「精米の日本農林規格」、「持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の日本農林規格」の3規格について改正。

改正を行うJAS

- (1) みその日本農林規格
- (2) 精米の日本農林規格
- (3) 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の日本農林規格

1 みその日本農林規格の改正案



みその日本農林規格について①

- みそJASは、我が国独自の伝統的な「みそ」の生産行程についての要求事項（こうじ菌及びこうじ（ばらこうじ又は豆こうじ）の種類の限定）を規定し、令和4年3月に制定
- 制定から3年が経過する中、他社が製造したみそを原材料に用いて調合みそなどを製造する場合に、他社の品質管理データを入手しなくても最終製品にJASマークを付すことができないか等の制定当時には想定されなかった課題が浮上
- このため、みその生産に使用できる原材料として「JAS格付されたみそ」を追加。これにより、原料みそに使用されたこうじ菌の情報等の品質管理データの確認をしなくても、原料みそがJAS格付されていることをもって当該要求事項を満たしていると判断でき、他社が製造したみそを原材料として使用することが可能
- この改正によってJAS格付可能なみそが増えることで、JASマークの付いたみそ商品が増え、海外訴求力のあるJASマークによってJASみそ商品の輸出量向上に貢献

みそJASで規定されている主な基準

	基準
こうじ菌	みその製造に用いられるこうじ菌は、 <i>Aspergillus oryzae</i> (アスペルギルス・オリゼー)でなければならない
こうじ	みその製造に用いられるこうじは、ばらこうじ又は豆こうじでなければならない

※海外では*Aspergillus oryzae*以外のこうじ菌を使用したり、ばらこうじ又は豆こうじ以外の餅こうじを使用したりする

みそJASの活用事例

- ✓ JASマークの表示を示しながら、JAS認証みその商品説明等、商談に活用

みその生産状況

生産の状況	R3年度	R4年度	R5年度
生産数量(t)	462,083	468,027	457,850
うち米みそ(t)	(394,187)	(399,840)	(391,542)
うち麦みそ(t)	(15,653)	(13,275)	(12,977)
うち豆みそ(t)	(23,556)	(23,649)	(21,704)
うち調合みそ(t)	(28,687)	(31,263)	(31,627)
認証事業者数	—	3	3
格付数量(t)	—	3,833	21,252
格付率(%)	—	0.8	4.6

注：生産数量は、（一社）食品需給研究センター調べ
格付数量は、農林水産省調べ

みその日本農林規格について②

改正の概要

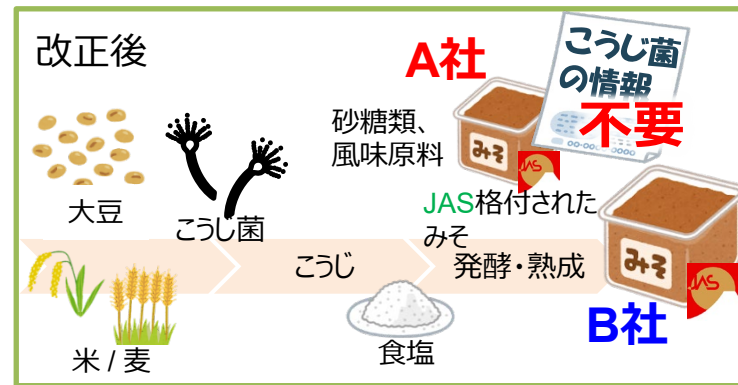
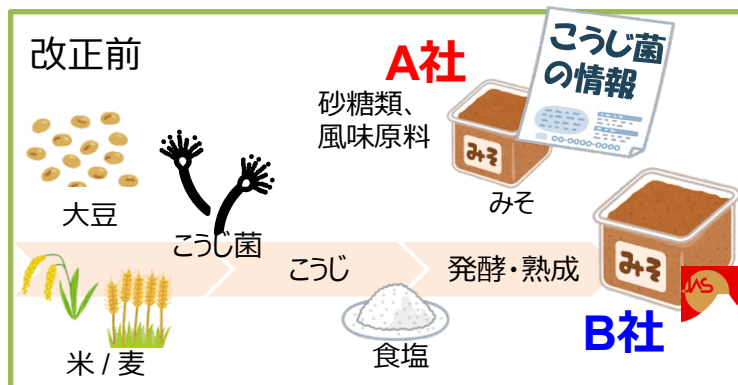
要求事項の中で使用できる原材料を規定

JAS格付されたみそ又はJASマークを付けたみそを原材料として使用できるよう改正

4.1 原材料（4 要求事項 に新設）

次のもの以外のものを使用してはならない。

- a) 大豆，米，麦等の穀類
- b) 食塩
- c) 砂糖類
- d) 風味原料等
- e) みそ **JAS 0022**の基準に適合するものとしてJAS法第10条並びに第30条の規定によって格付されたもの又は第11条並びに第31条の規定によって格付の表示が付されたものでなければならない。



また、規格の改正に合わせ、「みそについての生産行程管理者の技術的基準」及び「みその生産行程についての検査方法」について、JAS格付されたみそを使用する場合についての規定を追加。JAS格付された原料みそを使用する場合、格付の検査で求められる管理記録のうちJAS格付された原料みそを用いたことがわかる記録を確認することに。

2 精米の日本農林規格の改正案



精米の日本農林規格について①

- 精米は、玄米からぬか層を取り除いてとう精した米であり、精米のJASでは、精米のうち、水稻及び陸稻のうち精米の短粒種であって、炊飯に供するものを対象
- 精米のJASは、「白度」、「水分」、「異種穀粒及び異物」などの品質の基準を規定
- 精米のJASの試験方法のうち、目視によって試験する「異種穀粒及び異物」、「着色粒」、「被害粒」、「砕粒」、「粉状質粒」及び「水浸割粒」について、判別装置を用いる方法を追加。また、ロータリー型（回転棚式）の定温乾燥器、JIS R 3503に規定するデシケーター及び針金25番線目開き1.7mmの試験用ふるいの生産が終了していることから現状に合わせ変更
- この改正により、認証事業者における試験方法の選択の幅が広がる

精米JASで規定されている基準

白度	39以上
水分	15.0 %以下
異種穀粒及び異物	0.0 %以下
着色粒	0.0 %以下
被害粒（着色粒を含む。）	1 %以下
砕粒	3 %以下
粉状質粒	6 %以下
水浸割粒	10 %以下

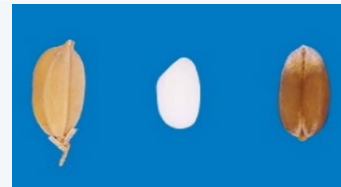
精米JASの活用事例

- ✓ 製品の品質規格や品質保証として活用している

異物の例
(左からぬか玉,草の実,もみ殻)



異種穀粒の例
(左からもみ,もち精米,小麦)



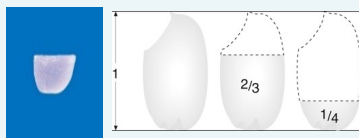
着色粒の例



被害粒の例



砕粒の例



水浸割粒の例



精米の日本農林規格について②



改正の概要

試験方法に目視を用いるものについて判別装置を用いる方法を追加

- 「異種穀粒及び異物」、「着色粒」、「被害粒」、「砕粒」、「粉状質粒」及び「水浸割粒」

改正前

目視によって選別する。

改正後

目視による方法に加え判別装置による方法を追加。
併せて、試験手順の図を修正。

生産が終了している機器について現状に合わせるよう改正

改正前

- 定温乾燥器：ロータリー型（回転棚式）が生産終了（使用される見込みがない現状をふまえロータリー型の限定を削除）

106.5℃に設定した場合の温度調節精度が ± 1 ℃以内で調節できるロータリー型（回転棚式）のもの

改正後

106.5℃に設定した場合の温度調節精度が ± 1 ℃以内のもの

- デシケーター：JIS R 3503に規定するものが生産終了（使用されている現状をふまえ、同じ機能のものを追加）

JIS R 3503に規定するもので、乾燥剤としてシリカゲルを入れたもの。

JIS R 3503に規定するもの又はこれと同等の機能をもつ容器で、乾燥剤としてシリカゲルを入れたもの

- 試験用ふるい：針金25番線ふるい目開き1.7 mmが生産終了（使用されている現状をふまえ、同じ目開きのふるいを追加）

JIS Z 8801-1に規定するものであって、針金25番線ふるい目開き1.7 mmのもの

JIS Z 8801-1に規定するふるい目開き1.7 mmのもの又は針金25番線ふるい目開き1.7 mmのもの

その他

改正前

試験用試料のサンプリングについて、消費者用の包装袋からの抽出を想定

着色粒、被害粒、砕粒及び粉状質粒のみ例（写真等）を掲載

改正後

業務用のフレキシブルコンテナバッグからのサンプリングも可能となるよう変更

規格利用の利便性向上のため、異物、異種穀粒及び水浸割粒の例（写真等）を追加

3 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の 日本農林規格の改正案



持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の日本農林規格について①

- 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉JASは、国産鶏種・国産飼料用米の利用、アニマルウェルフェア・周辺環境への配慮、鶏ふんの利活用、従事者への適切な労働環境の提供等、国内における鶏卵・鶏肉の生産を持続可能なものとする基準を規定
- アニマルウェルフェアに関する指針として、新たに「採卵鶏の飼養管理に関する技術的な指針」「ブロイラーの飼養管理に関する技術的な指針」（令和5年7月26日付け農林水産省畜産局）が制定
- 見直しの結果、参考とすべきアニマルウェルフェアに関する指針について、事業者団体の指針から国の指針に置き換えることとし、国産飼料用米の利用等その他の基準については存置。
- このことによって、アニマルウェルフェアや持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉であることを、よりアピールすることが可能となる。

持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉JASで規定されている主な基準

要求事項	内容
国産鶏種の利用	国産鶏種の素びなを利用
国産飼料用米の利用	5%以上 (卵用鶏) 産卵前10日間 (肉用鶏) 孵化後28日齢から食鳥処理まで
アニマルウェルフェアへの配慮	アニマルウェルフェアの考え方に基づいた、飼養環境の改善への取組
周辺環境への配慮	騒音、悪臭、二酸化炭素等の抑制
家畜排せつ物の利用	鶏ふんの肥料、土壌改良資材又はエネルギーとしての利用推進
従事者の安全衛生及び労務管理	安全衛生の維持及び適切な労働環境の提供 児童労働、強制労働、差別等の禁止

持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉JASの格付状況

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
認証事業者数		3	3	4	5
格付数量	鶏卵	13 t (約21万個)	50 t (約84万個)	102 t (約170万個)	125 t (約208万個)
	鶏肉	308 t (約30万羽)	1,794 t (約150万羽)	1,701 t (約140万羽)	1,656 t (約140万羽)

注：格付数量 株式会社エコデザイン認証センター調べ
 鶏卵の格付数量は重複した格付を除く。
 鶏卵の重量は60 g / 個として換算
 羽数は出荷した鶏の羽数

持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉JASの活用事例

- ✓ 2025年大阪・関西万博（日本国際博覧会）の持続可能性に配慮した調達コードの推奨事項

持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の日本農林規格について②



改正の概要

アニマルウェルフェアへの取組について

アニマルウェルフェアへの取組において参考とすべき指針について、公益社団法人畜産技術協会の指針から、新たに制定された「採卵鶏/ブロイラーの飼養管理に関する技術的な指針」（令和5年7月26日付け農林水産省畜産局制定）に変更

改正前

5.4 アニマルウェルフェアへの配慮

5.4.1 注記

アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針（公益社団法人畜産技術協会）を参考



改正後

5.4 アニマルウェルフェアへの配慮

5.4.1 注記

採卵鶏/ブロイラーの飼養管理に関する技術的な指針（農林水産省畜産局）を参考

「採卵鶏/ブロイラーの飼養管理に関する技術的な指針」は、公益社団法人畜産技術協会の「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」等を基に、アニマルウェルフェアの推進をさらに強化するため、我が国の飼養実態を踏まえ、具体的な対応をまとめた畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針として、令和5年7月26日付けで農林水産省畜産局長により制定されたもの

※ 「採卵鶏の飼養管理に関する技術的な指針」は、国際獣疫事務局（WOAH）の指針案を日本語版に整理

※ 「ブロイラーの飼養管理に関する技術的な指針」は、WOAHの指針を日本語版に整理